

## 平成30年第7回我孫子市農業委員会総会会議録

### 1. 日 時 場 所

平成30年7月11日（水）午後3時  
我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

### 2. 委員の現在数

10名

### 3. 出 席 委 員

1番 嶺 岸 勝 志	2番 成 島 誠
3番 大 炊 三枝子	4番 中 野 栄
5番 大 井 栄 一	6番 根 本 博
7番 田 村 星 寿	8番 宮久保 勝
9番 三 須 清 一	10番 須 藤 喜一郎

### 4. 出席事務局職員

局 長	増 田 浩四郎
次 長	丸 山 正 晃
庶務係長	富 塚 隆 則
農地係長	鈴 木 光 一

### 5. 会議に付した議案等

#### 審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について  
議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

#### 報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する  
専決処分について  
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出書について  
報告第3号 利用権設定の一部変更について

**三須清一会長** ただ今から平成 30年第7回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員10名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

2番 成島誠委員

3番 大炊三枝子委員

よろしく願いいたします。

次に、本日の書記には事務局職員の鈴木係長を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

**事務局** それでは議案書の目次をお開きください。

本日ご審議いただく案件は議案第1号から第4号までの合計4議案についてです。

議案第1号は「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

議案第2号は「農地法第4条の規定による許可申請について」です。

議案第3号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」です。申請件数は新規の賃借権設定が6件、再設定が2件の計8件です。

議案第4号は「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」です。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**三須清一会長** 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成30年7月11日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

整理番号1の説明をいたします。議案資料は1ページからとなります。

申請地は〇〇字〇〇〇〇〇地先の畑一筆、面積は747 m<sup>2</sup>です。JR成田線〇〇駅の北東約1 kmに位置しています。位置図は議案資料の6ページをご覧ください。

譲渡による所有権の移転です。譲受人は〇〇の農業者で、経営規模拡大のために行うものです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 宮久保調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**宮久保勝調査会長** 議案第1号整理番号1について調査結果を報告します。譲受人立会  
いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人の同世帯の経営耕地面積は借受地を含めて約2.4ヘクタールです。農作業従事日  
数は本人、妻、父及び母が年間それぞれ320日です。トラクター、田植え機、農業施設な  
どを所有しています。

経営農地についてはすべて効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件  
も満たしていることなどから農地法第3条第2項各号には該当しないため、第2調査会  
では全員一致で許可相当との判断に至りました。

調査会からの報告は以上です。

**三須清一会長** これより議案第1号整理番号1に対する質疑に入ります。ご意見がある  
委員は挙手をお願いします。ございませんか。

須藤委員。

**須藤喜一郎委員** これ〇万円となっているけど、どうして〇万円なのか聞きましたか。

**三須清一会長** 事務局、分かりますか。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

**三須清一会長** 再開します。

ほかにございませんか。

(なし)

じゃ再開します。

**事務局** 事務局で確認したところ〇万円ということでした。

**三須清一会長** よろしいですか。

(はいの声)

ほかにございませんか。

(発言あり) いいですか。関係ないですけど。

三須清一会長 じゃ暫時休憩します。

(暫時休憩)

三須清一会長 再開いたします。

ほかにございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の整理番号1を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号1は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第1号整理番号2について審議したいと思います。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書1ページをご覧ください。整理番号2の説明をいたします。議案資料は7ページからとなります。

申請地は〇〇字〇〇〇地先の畑一筆、面積は212 m<sup>2</sup>です。JR常磐線〇〇〇駅の北約1.7kmに位置しています。位置図は議案資料の9ページをご覧ください。

譲渡による所有権の移転です。譲受人は〇〇の農業者で、経営規模拡大のために行うものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 宮久保調査会長から調査結果の報告をお願いします。

宮久保勝調査会長 議案第1号整理番号2について調査結果を報告します。譲受人及び代理人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人の同世帯の経営耕地面積は自作地のみで2.17ヘクタールです。農作業従事日数は本人が年間250日、妻が100日、子が50日です。トラクター、コンバイン、農業施設などを所有しています。

経営農地についてはすべて効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることなどから農地法第3条第2項各号には該当しないため、第2調査会では全員一致で許可相当との判断に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第1号整理番号2に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

議案第1号整理番号2を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号2は原案どおり許可することに決定いたしました。続いて、議案第1号整理番号3を審議したいと思います。

事務局より説明をお願いします。

**事務局** 議案書1ページをご覧ください。整理番号3の説明をいたします。議案資料は12ページからとなります。

申請地は〇〇〇地先の田一筆、面積は1,863 m<sup>2</sup>です。JR常磐線〇〇〇駅の北西約1.5kmに位置しています。位置図は議案資料の15ページをご覧ください。

贈与による所有権の移転です。譲受人は〇〇の農業者で、経営規模拡大のために行うものです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 宮久保調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**宮久保勝調査会長** 議案第1号整理番号3について調査結果を報告します。譲受人の妻及び譲渡人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人の同世帯の経営耕地面積は自作地が約98アールです。農作業従事日数は本人が年間180日、妻が30日です。トラクター、コンバイン、農業施設などを所有しています。

経営農地についてはすべて効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることなどから農地法第3条第2項各号には該当しないため、第2調査会では全員一致で許可相当との判断に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第1号整理番号3に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第1号整理番号3を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号3は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成30年7月11日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは説明いたします。議案資料は18ページからとなります。

転用目的は太陽光発電施設を設置するものです。申請地は〇〇字〇〇〇〇地先の畑一筆面積は426 m<sup>2</sup>です。JR成田線〇〇駅の北東約900 mに位置しています。位置図は議案資料21ページをご覧ください。

申請者は〇〇在住の方です。自己所有の農地を利用して太陽光発電施設を設置するものです。事業費は建設費〇,〇〇〇万円、その他〇〇万円で、合計〇,〇〇〇万円です。全額自己資金で行う計画で、金融機関の残高証明書を確認しています。

なお、東京電力への売電価格は1 kw 当たり税別〇〇円で、20年の固定契約となっております。

他法令については特にありません。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 宮久保調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**宮久保勝調査会長** 議案第2号について調査結果を報告します。申請者の妻及び代理人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

申請地は太陽光発電施設を計画する要素である電柱及び送電の条件や一日を通しての日

当たりが良い土地です。また、農地を耕作していないため雑草対策にも適しています。さらに自己所有地であり、ほかに適切な土地がないことから農地転用を行うものです。

当該地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。

埋め立ては行わず、整地のみ行います。雨水は敷地内で自然浸透により処理し、発電所は高さ 1.2 m の簡易フェンスで囲みます。防草シートを敷設しないので、種が飛ばないように定期的に除草剤を散布します。

なお、隣接農地所有者からは特に意見はありませんとのことでした。

第2調査会では立地基準や一般基準を満たしていることから全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第2号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の3ページをお開きください。

議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画(案)について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。提出日平成30年7月11日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は28ページからとなります。

整理番号1の賃借権を設定する農地は〇〇字〇〇〇〇地先の登記地目・原野、現況地目・畑の一筆、利用実面積は561.6 m<sup>2</sup>です。借受者は〇〇〇〇在住の今年度からの新規就農者で、貸付者は〇〇の方です。賃借料は全面積に対して年額〇,〇〇〇円で、期間は

3年間です。

整理番号2及び3の借受者は整理番号1の方で、いずれも借受期間は3年間です。

整理番号2の賃借権を設定する農地は〇〇字〇〇〇地先の畑一筆、面積は1,000 m<sup>2</sup>です。貸付者は〇〇の方です。賃借料は10アール当たり〇,〇〇〇円です。

整理番号3の賃借権を設定する農地は〇〇字〇〇〇地先の畑二筆で、合計面積は6,236 m<sup>2</sup>です。貸付者は〇〇の方です。賃借料は全面積に対して年額〇万〇,〇〇〇円です。

整理番号4の賃借権を設定する農地は〇〇字〇〇〇地先の畑一筆、面積は945 m<sup>2</sup>です。借受者は〇〇在住の今年度からの新規就農者で、貸付者は〇市の方です。賃借料は10アール当たり〇万円で、期間は3年間です。

整理番号5の賃借権を設定する農地は〇〇字〇〇〇地先の畑一筆、面積は952 m<sup>2</sup>です。借受者は整理番号4と同じ方で、貸付者は〇市の方です。賃借料は10アール当たり〇万円で、期間は3年間です。

整理番号6の賃借権を設定する農地は〇〇〇地先の田一筆、面積は2,089 m<sup>2</sup>です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者も〇〇の方です。賃借料は10アール当たりコシヒカリー等米〇〇kgで、期間は10年間です。

次に、整理番号7の賃借権を再設定する農地は〇〇字〇〇〇地先の田一筆、〇〇字〇〇〇地先の田一筆、合計面積は5,003 m<sup>2</sup>です。借受者は〇〇市の農業者で、貸付者は〇〇の方です。賃借料は10アール当たりコシヒカリー等米〇〇kgで、期間は10年間です。

整理番号8の賃借権を再設定する農地は〇〇字〇〇〇地先の田一筆、〇〇字〇〇〇地先の田一筆、〇〇字〇〇〇地先の田二筆、〇〇〇〇地先の田二筆、合計面積は1万5,544 m<sup>2</sup>です。借受者は今井興業ライスセンターで、貸付者は〇〇の方です。賃借料は10アール当たりコシヒカリー等米〇〇kgで、期間は6年間です。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 宮久保調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**宮久保勝調査会長** 整理番号1から3までの借受者の経営面積は借受地のみで88.48アールです。農政課に提出済みの青年等就農計画により、農業従事日数は本人が年間250日、父が200日、母が100日の予定です。

整理番号4及び5の借受者の経営面積は借受地のみで50.13アールです。農政課に提出済みの就農計画により、農業従事日数は本人が年間250日、妻、父、母が年間200日の予定です。

整理番号6の借受者の経営面積は借受地を含めて約7.73ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間280日、母が250日です。トラクター2台を始め、農業機械及び農業施設を

保有しています。

整理番号7の借受者の経営面積は、我孫子市においては借受地のみで約20.23ヘクタールです。農業従事日数は本人及び子が年間330日、母が30日です。トラクター4台を始め、農業機械を保有しています。

整理番号8の借受者の経営面積は借受地を含めて約29.53ヘクタールです。農業従事日数は代表者及び社員一人がそれぞれ年間270日で、ほかに年間115日の社員及び50日の社員がいます。トラクター3台を始め、農業機械及び農業施設を保有しています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第2調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第8条第3項の各要件を満たしていることから整理番号1から8までの計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより第3号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

中野栄委員。

**中野栄委員** 1のところで登記地目・原野、561.6 m<sup>2</sup>で、現況地目・畑が1,090 m<sup>2</sup>ですが、これって何で数字が違うんですか。

**三須清一会長** 事務局、分かりますか。

**事務局** 現況の面積1,090 m<sup>2</sup>のうち、561 m<sup>2</sup>を利用すると。実際に利用する実面積は561.6 m<sup>2</sup>ということだと思います。ですから、その筆全部を使うのではなくて、そのうちの561.6 m<sup>2</sup>だけを使用するという。多分こちらは原野になっておりますし、多少現状荒れていたようなところだったので、使える範囲が。

**中野栄委員** 原野って何ですか。

**事務局** 登記地目・原野というのは、何ですかね。多分登記地目は原野で、当初は農地ではなかったと思うんですが、以前ここを畑として使用していたのではなかろうかと思えます。農地法上、登記が原野であろうが山林であろうが、極端な話宅地であろうが、そこを畑として使っていれば農業委員会がそれを農地として見なせば農地台帳に登録されますので、ここは農地というふうに。多分以前農地として使われていたのではないかと思います。

す。ちょっと荒れていたところなんですね。今回この新しい新規就農者の方がある程度自分で草刈りができて使用できる範囲をお借りしてやりたいということで、561.6 m<sup>2</sup>だけを畑として使用するということだと思います。ですから、これ全部、それ一筆すべてではなくて、その一部を借りてということですよ。

**三須清一会長** よろしいですか。

**中野栄委員** はい。

**三須清一会長** ほかにございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号は原案どおり決定することとしました。

続いて、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を審議します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の6ページをお開きください。

議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。下記のとおり相続税の納税猶予に関する適格者証明書の証明願があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成30年7月11日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は33ページからとなります。

本件は相続人が相続税の納税猶予の特例適用を受けるため、当該農地等を所有していた被相続人が当該農地等についてその死亡の日まで農業を営んでいた個人に該当するものであることと、その相続人が相続税の申告期限までに当該農地について農業経営を開始し、その後引き続き農業経営を行うと認められる者であることの証明を行うものです。このことから現地の状況を確認しました。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 宮久保調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**宮久保勝調査会長** 議案第4号についての調査結果を報告します。

申請地は〇〇字〇〇〇地先の畑一筆、〇〇〇〇〇〇地先の畑二筆、合計面積 4,329 m<sup>2</sup>を相続により継承することになったものです。

申請地を確認したところ農地を適正に耕作されており、今後も耕作する意思があることを確認しました。よって第2調査会では全員一致をもって証明相当であると判断しました。以上です。

**三須清一会長** これより議案第4号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、議案第4号に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を採決します。証明することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号は原案どおり証明することにいたしました。

以上で審議案件についてはすべて終了いたしました。

宮久保調査会長には自席に戻っていただきます。

(宮久保委員が席に戻ったことを確認)

**三須清一会長** 続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

**事務局** それでは報告いたします。議案書は7ページからとなります。報告は第1号から第3号までの3件です。

報告第1号は「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、合計5件受理しました。転用目的・事由は整理番号2が駐車場、その他は住宅です。

以上、市街化区域内における農地転用の届出で、農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものです。

次に、議案書9ページをご覧ください。

報告第2号は「農地法第3条の3の規定による届出書について」で、1件、田畑6筆を受理したことを報告いたします。

次に、議案書10ページになります。

報告第3号は30年5月の総会の審議案件で、農用地利用集積計画の利用権設定について

一部変更がありましたので報告いたします。

報告は以上です。

以上、農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理したものです。

**三須清一会長** 報告第1号から3号までで何かご意見がありましたら挙手をお願いします。ごさいませんか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして、我孫子市農業委員会平成30年第7回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人